

●香川県監査委員公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成24年8月21日

香川県監査委員 仲山省三
同 鍋嶋明人
同 綾田福雄
同 黒島啓

1 監査対象部局 議会事務局

2 監査対象年度 平成23年度

3 監査の概要

監査対象機関 監査年月日

議会事務局 平成24年6月13日

4 監査の結果

財務に関する事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、その都度、口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。